

平成 30(2018)年度
NGO 海外スタディ・プログラム最終報告書

提出日	2018 年 9 月 14 日
氏名	細井なな
所属団体(正式名称)	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
受入機関名 (所在国)	Keeping Children Safe (英国)、Educo (スペイン)
研修期間	2018 年 5 月 6 日～2018 年 5 月 20 日
研修テーマ	子どものセーフガーディングの体制整備・強化



＜目次＞

	ページ
1. 導入	1
2. 本文	2
2－1 研修テーマについて明らかになったこと	
2－2 研修実施内容の詳細	
3. 考察・提言	8
3－1 結論	
3－2 本研修成果の自団体、NGO セクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法	
3－3 テーマに関する日本の国際協力分野への提言	
4. 団体としての今後の取組方針	9
5. その他	10

1. 導入 (研修実施の背景)

子どもの権利の中でも、子どもが守られる権利は、「これが侵害されると、他のどの権利も脅かされる」という認識のもと、チャイルド・ファンド・ジャパンを含む子ども支援団体ではチャイルド・プロテクション・ポリシーが整備されてきた。しかし、今日、子どもたちを取り巻く環境は多様かつ複雑の度合いを増し、また、活動団体の取り組みに起因する問題は後を絶たない。かかる状況を踏まえ、子ども支援団体では、活動地域に存在するチャイルド・プロテクションの諸問題を漏れなく認識することに加え、子どもたちの権利を守ることを意図した活動や、その団体の存在そのものによって子どもたちに危害やさらなるリスクをもたらすことがないよう、自らのすべての活動体制・制度を見直し、整備すべきという危機感がもたれるようになった。かかる考え方は、「セーフガーディング」という言葉で表され、チャイルド・ファンド・ジャパンが加盟するグローバルなネットワークであるチャイルド・ファンド・アライアンスにおいても、近年、各加盟団体のセーフガーディングの整備が求められてきた。

チャイルド・ファンド・アライアンスでは、チャイルド・セーフガーディング(以降、「子どものセーフガーディング」と記す)を次のように定義し、共通のスタンダードを掲げ、その徹底が加盟団体の責務として位置づけられている。

「子どものセーフガーディングとは、子どもへの *Do No Harm* を徹底できるよう自らのスタッフ、組織運営、そして事業を整備する組織としての責任である。それは、子どもをあらゆる形態の危害に晒すことのないよう、そして、活動地域においては、子どもの安全が懸念される場合は適切に対応する機関に通報される体制が存在することである。」¹

「Do No Harm(害悪を及ぼさない原則)」が謳われるようになって久しい。この行動規範は、人道支援のみならず、広く開発援助の現場にもあてはめられるようになってきている。しかし、その意味するところは理解したつもりでいても、その理解だけをもってして日々の活動に確実に反映することは難しい。だからこそ、具体的に注意すべき事柄を整理した国際的な基準を正しく理解し、団体ごとの状況に照らし合わせて現実的なシステムとして取り入れることが、活きた制度とするためには必須である。

チャイルド・ファンド・ジャパンにおいては、2011年にチャイルド・プロテクション・ポリシーを定めたものの、書かれた規定を職員が内在化し日々の仕事に適用していくことや、この実施を担保する仕組みを制度として組織に定着させていくことはできないままであった。また、フィリピンとネパールで事業の実施責任を担う海外事務所関係者からも、「セーフガーディングの整備」という課題について、「プロテクションとセーフガーディングの違いもよくわからない」、「今でも少ないスタッフで事業を支えている中で、国際基準を理解するための時間をどう確保できるか」といった不安や困惑が率直に挙げられた。この状況を打開するため、2017年に行った団体の新たな中期戦略の作成過程で、子どものセーフガーディングを徹底させていくことが方針として盛り込まれた。

中期戦略の実行計画が作られていた2018年初頭に、2010年のハイチ大地震の緊急・復興支援活動で派遣されたNGO職員が、子どもへの性的搾取・虐待の不正行為を行ったことが発覚した。社会的に弱い立場にある人々の権利の保護と前進を担う組織が、その活動理念と真逆の行為を行っていたことを示したこの事件は、

¹ Keeping Children Safe Child Safeguarding Policy Guidelines, June 05, 2017 by Diana Quick, ChildFund Alliance

世界的な注目を浴び、日本の NGO の間でも、セーフガーディングの整備が議論されるようになった。セーフガーディングの概念はプロテクションの概念とともに、海外で整備された概念であるが、日本の NGO も、これを積極的に学び、スタッフのみならず、寄付者やボランティアを含むすべてのステークホルダーに考え方が浸透し、その行動に徹底して反映される環境を作り出すことが急務とあらためて認識された。

セーフガーディングに対するこのような社会の意識の高まりと、子どもを支援する団体としてのチャイルド・ファンド・ジャパンの組織上の必要性から、次の 2 つの点を柱とした研修計画を NGO 海外スタディ・プログラムとして申請し、採択された。

- 1) セーフガーディングの国際基準の普及を担う keeping Children Safe² (以降、「KCS」と記す) の研修機会を活用して正確な知識と理解を修得する。
- 2) さらにチャイルド・ファンド・アライアンスの加盟団体であり、KCS の加盟団体 (準会員) である Educo が取り組んでいるセーフガーディングの整備状況を具体的な事例として学ぶ。

2. 本文

2-1 研修テーマについて明らかになったこと

(1) 子どものセーフガーディングの国際基準の背景と現状

子どものセーフガーディングへの取り組みは、人道支援活動従事者による活動地域の住民に対する性的搾取・虐待の歴史と重なる。1992 年のカンボジアにおける国連 PK0 に対する性的搾取・虐待被害の申し立てが、正式に記録されている最初の事例とされる³。その後、2001 年と 2002 年に西アフリカにおける国連 PK0 による子どもへの性的搾取・虐待被害の申し立てを受けて実施された調査結果を踏まえて 2003 年に発行された「性的搾取・虐待からの保護のための特別措置に関する事務総長特別会報⁴」以降、制度的な対策が着手されている。それから 15 年の歳月を経て、高い志と専門性をもって多くの人道支援活動が行われる一方で、今年、新たに明らかになった人道支援活動従事者による子どもへの虐待は、すべての人道支援の取り組みの信用を損ね、支援を必要とする子どもと人々の信頼への裏切りとして深い禍根を残しかねない。

問題の根源は、人道支援の現場では、国際的な法規制や地域の慣習が異なる尺度で適用されることにある。例えば、「子ども」や「子どもへの虐待」の解釈が国や文化的理解によって異なることもある。法の支配が機能していないような脆弱な環境下では、子どもへの虐待行為が見逃されるリスクが格段に高まる。かかる状況認識のもと、すべての人道支援・開発支援活動において拠り所とする子どものセーフガーディングの国際基準が策定された。当初の基準は 11 の分野に整理されていたが、見直しを経て、2014 年に現行の 4 つの分野の基準に統合された。

² 西アフリカの難民キャンプで人道支援活動従事者による子どもへの虐待の実態が明らかになったことを受け 2001 年に人道支援団体や開発団体によって設立された。子どものセーフガーディングの国際基準を普及する。

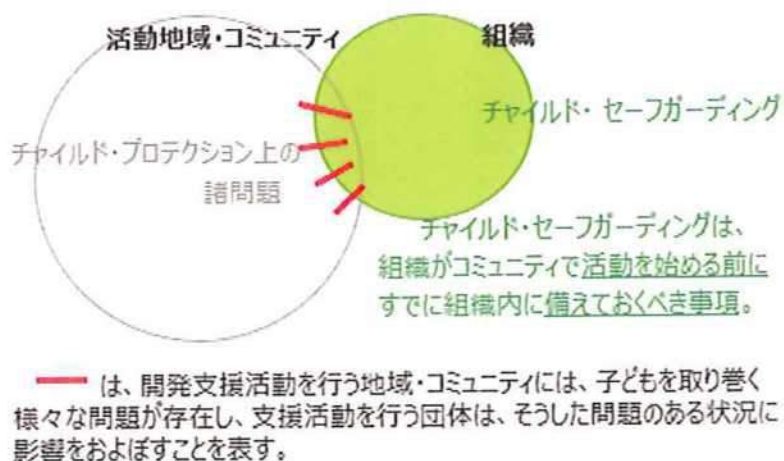
³ Inputs for High-Level Independent Panel on Peace Operations; Sexual Exploitation and Abuse-Summary of Latest Policy Recommendations-UN Women 2015

⁴ United Nations Secretary-General's Bulletin Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse ST/SGB/2003/13

- (2) 本研修を通じ、Child Protection (チャイルド・プロテクション) と Child Safeguarding (子どものセーフガーディング) の用語の定義、捉え方が以下のように整理された。

用語	定義
チャイルド・プロテクション	コミュニティにもともとある子どもに害をもたらす諸問題。
子どものセーフガーディング	組織のスタッフや活動その他のオペレーション（人事、募金、コミュニケーション、モニタリング、寄付者との関係等）が関わる子どもに対して組織が負うべき責任。

概念図としては、以下のように表現された。



- (3) 組織が備えるべき事項は、国際基準として整理されている以下4つの分野に対応することによって、セーフガーディング体制を整備・維持していくことが可能となる。

	基準分野	満たされるべき内容
1	ポリシー（規程） Policy	組織において、いかに子どもへのあらゆる形態の暴力を防止し、また適切に対応するかを表したポリシー/規程が策定されている。
2	関わる人々 People	職員と関係者が負うべき責任と課せられた期待を組織が明確に示し、これらを全員が理解し、責任と期待に沿って行動するよう研修等の機会を提供している。
3	諸手続き Procedure	組織のすべての活動において子どものセーフガーディング手続き・手順がとられることにより、子どもにとって安全は環境を醸成している。
4	常に見直し説明できる体制 Accountability	組織が、子どものセーフガーディングのすべての取り組み状況を常にモニターし、見直している。

- (4) また、上述4つの原則の土台となる一般原則は以下のとおり。
- ・すべての子どもは害悪/あらゆる形態の暴力から守られる等しい権利を持つ

- ・すべての人が子どもを保護する責任を持つ
- ・組織は、活動を共にしたり、インタビューしたりするなど、何らかの接触のある関係にあり、組織の業務や活動の影響を受ける子どもへの注意義務を持つ
- ・組織は、活動を共にするパートナー団体がプロテクション(保護)の最低基準を満たすことができるよう、サポートする義務を持つ
- ・子どものセーフガーディングにかかるすべての行動は、何よりも優先される子どもの最善の利益にもとづいて取られる

(5) 子どものセーフガーディング・ポリシー/規定として盛り込むべき内容は、組織の活動内容・形態によっても異なるが、開発支援活動を行う団体が子どものセーフガーディングの体制を整備するうえで導入すべき内容として、以下の項目が示された。

(参考案)	
I. はじめに	
A. 原則 (団体の基本原則)	
B. 定義 (子どもへの危害/暴力の定義)	
C. 網羅する範囲/関わる人々	
II. 子どもへの危害の防止策	
A. リスクアセスメント、リスクの最小化	
B. 安全を確保するための採用 (人事)	
C. 行動原則	
D. 教育・研修	
E. コミュニケーション (子どもの画像・情報の使用)	
F. ソーシャル・メディア	
G. 責任	
III. パートナー団体への責任	
IV. 通報と対応	
V. モニタリングと規定・手順の見直し	

(6) 組織内での取り組み体制

子どものセーフガーディング規程が確実に実施され、すべてのオペレーションが規程に従って進められていることを確認する体制として、①セーフガーディング担当者 (以降、「SG 担当者」と記す) が任命され、②当該担当者を支える SG 委員会 (以降、「SG 委員会」と記す) が組織内であわせて設置されることが必要。KCS の研修に参加していた他団体の多くも同様の体制であった。

さらには、セーフガーディングを推進するのは、職員一人ひとりの責任であり、その実施状況を評価するのが管理職の役割とする、全組織的な取り組みであるべきことが繰り返し説明された。

SG 担当者と SG 委員会の責任と役割の例として、以下が紹介されたが、各組織の状況に応じて役割は定めるのが適当との説明があった。

【SG 担当者】

- ・子どものセーフガーディングに関わる件に関する情報の受付窓口となる。
- ・子どものセーフガーディングに関わる事件が所定の報告用紙に記録され、セーフガーディング委員会に 24 時間以内に提出されるようモニターする。
- ・子どものセーフガーディングに関わる事件の対応が追跡・確認される体制を維持する。
- ・子どものセーフガーディングのための規程や諸手順が広く適用されるよう各関係者の適用努力をサポートする。
- ・SG 委員会から助言を得る。
- ・子どものセーフガーディングに関わる組織のリスク評価を行う。
- ・必要に応じて子どものセーフガーディングに関係する地域の関係機関と子どものセーフガーディングにかかる状況について協議し、当該機関の活動状況の最新の情報を収集する。
- ・子どものセーフガーディング事件に対応するための通報・対応方法が SG 委員会との検討を経て必ず適宜更新されるようにする。その一環として、必要に応じて警察等の法定機関等に正式に通報する。

【SG 委員会】

SG 委員会は、SG 担当者をサポートする役割を担い、事件の重要度合いに応じて以下について判断する。

- ・刑事事件と考えられる場合は、所定の公的機関に通報することについての判断。
- ・必要に応じて被害にあった子どもと家族に対する支援を含む対応計画を策定する。
- ・規程違反が疑われ、さらなる調査が必要とされる場合、調査担当者を任命し、調査を実施する。調査は 3 週間以内に完了することとし、調査の過程で必要に応じて調査担当者を指導し、関係者へのフィードバックを行う。
- ・必要に応じてプレスリリース原稿を用意する。
- ・調査結果等を踏まえ子どもの最善の利益を念頭に対応策を提案する。
- ・苦情などの通報があった場合は、機密情報を除き所定の報告用紙に記録し、委員会に提出する。
- ・子どものセーフガーディング関連の事件のすべての情報や記録を情報保護にかかる法令に沿って適切に管理する。
- ・子どものセーフガーディング規程等に違反し、解雇されたスタッフについては、(法令の許す範囲で) 当該スタッフを雇用しうる関係機関に情報を開示する。
- ・子どものセーフガーディング関連の事件について、想定される範囲を含め、利益相反がある場合は、当該委員は、委員会開催前に、必ずこれを開示する。

2-2 研修実施内容の詳細

(1) KCS フォーカルパーソン研修

本研修は、従来のものは8名から10名程度の参加規模だったが、今回は、希望者が間際になって急増し、8カ国25名の参加によるKCSにとって最大規模の研修となったとの説明があった。参加者の団体の規模や子どものセーフガーディングの体制整備状況、参加者の経験も多様であったことから、講師側も、あらかじめ用意された研修内容ではなく、ロールプレー等のアクティビティや意見交換を通して参加者同士の経験や考え方を共有し、議論を重視する研修内容に切り替えて3日間の研修が進められた。研修では、以下広範囲にわたる内容が取り上げられた。

- ① 子どもへの虐待の定義や現状、発生のメカニズム
- ② 子どもへの虐待の捉え方
- ③ 子どものセーフガーディングの国際基準
- ④ 参加者の所属団体の現状理解（組織診断）
- ⑤ SG 担当者の役割
- ⑥ 組織内でのセーフガーディングにかかる役割・責任の所在
- ⑦ リスクアセスメント
- ⑧ 通報・クレームや事件への対応（調査と処罰）
- ⑨ 研修の必要性和実施方法
- ⑩ Legal Mapping（国別子どものセーフガーディングの体制整備状況、関連条約締結状況、関連法等を網羅した情報）の整備状況と価格（＄2,500/国）

(2) KCS の年次会員総会

年次総会は、2部門で構成され、前半ではネットワーク組織としてのKCSの現状紹介と重点課題、後半は会員6団体からの取り組みの共有がなされた。概要は以下の通り：

① KCS 会員の現状

会員団体は80団体、うち正会員は18団体で、2段階の認証（2段階とも有効期間は各3年間）のうち第一段階の認証を得た団体は4団体のみ。オンラインでの研修や経験共有の場の強化促進のアピールがなされた。

② 重点課題

透明性強化のための委員会が理事会内に設置されたこと、ネットワークの持続性のために多様な団体のプラットフォームとして拡大を目指すこと、紛争下での子どものセーフガーディングの普及もさらに強化されており、PKOが展開している国の法律や制度のマッピング調査が進められていることが紹介された。また、間もなく、緊急時の子どものセーフガーディングツールキットならびにKCS国際基準のインパクト調査結果が公開されることが紹介された。

③ Oxfam Crisis を受けて

事件はあってはならないことであるという認識が確認される一方で、複数の団体から、人道支援活動に対する信頼が損なわれる事態に対し、業界としての一致団結した声明等が発せられなかったことが遺憾との声が挙がり、意見が交わされた。子どものセーフガーディングの取り組みが直面する複雑な現実と、どのような対応が必要であるかについて、わかりやすく説明するペーパーを策定することが提案された。

④ 加盟団体の取り組み状況の共有

直近で認証レベルの第一段階を獲得した SOS Children's Village (<https://www.sos-childrensvillages.org/>) から、連盟として 2008 年にチャイルド・プロテクション・ポリシーを策定した後、現在にいたる取り組みの過程が共有された。認証獲得のメリットとして、対外的には 2018 年 2 月のメディア対応の際に、子どものセーフガーディングに対する組織のコミットメントを示すうえでも有効であったと共有された。また、組織内においても「子どものセーフガーディングは一人ひとりの責任」という意識のさらなる醸成に効果を発揮し、マニュアルやガイドラインの整備促進、メンバーのセーフガーディング体制の強化支援につながっていると共有された。その他、CBM International (<https://www.cbm.org/>) から障がい者への保健分野の活動における子どものセーフガーディングの取り組み経験、Viva (<https://www.viva.org/>) から都市で活動する様々な市民組織のネットワークを通じたセーフガーディングの取り組み強化の経験、Hope for Children (<https://www.hope-for-children.org/>) からパートナー団体に対してどのようにセーフガーディングの導入を進めているかという経験、Islamic Relief (<https://www.islamic-relief.org/>) は信仰に基づいて行う社会活動へのセーフガーディングの導入の経験、Goal (<https://www.goalglobal.org/>) からは、パートナー団体との関係性に応じてセーフガーディングの取り組みを整理した経験等が共有された。

(3) Educo における子どものセーフガーディング取り組み体制

KCS の加盟団体（準会員）である Educo (<https://educos.org/>) の本部を訪問し、子どものセーフガーディングの取り組み体制についてヒアリング形式で情報収集した。以下、国際基準に沿って取り組み状況とそこから得られた学びを記す。

1) ポリシー（規程）

Educo は、2015 年 12 月に子どものセーフガーディングにかかる規程文書と体制を整備した。参考文献として、KCS の各種ツールのほか、他団体の子どものプロテクション・ポリシーが挙げられている。本部を置くスペイン国内、フランス語圏アフリカ、アジア、中南米で活動する Educo は、規程をすべてスペイン語、フランス語、英語の 3 カ国で作成しており、セーフガーディングにかかる規程文書も例外ではない。当初の予定では、2017 年に見直しを行うこととなっていたが、SG 担当者の着任を待って着手が遅れていた。2018 年に新たな担当者が着任し、まさに見直しを始めるところであると説明された。セーフガーディング体制の継続のためには、担当する職員の継続的な育成が不可欠であると感じられた。

2) 関わる人々

現行規程文書に適用対象が詳細に明記されており、この規程に基づき、関わる人々へのセーフガーディングの説明資料、研修実施体制が取られてきたことが説明された。実施体制として、Educo の場合は、スペインの本部には、海外事務所を含む組織全体のセーフガーディングを所管する SG 担当者と、この担当者を支える SG 委員会の他に、スペイン本部事務所内とスペイン国内事業におけるセーフガーディングを所掌する SG 担当者と委員会が別個に設置され、これに加え、アジア、アフリカ、中南米の地域事務所毎に SG 担当者が任命され、事業国毎にも SG 担当者と SG 委員会が設置されている。ただし、SG 担当者を専従業務とする職員は、本部で全体を統括する SG 担当者のみで、その他は他業

務と兼任する体制である。本部だけでも 100 名を超える大所帯ではあるが、数週間をかけて全職員参加を確保した見直しのための導入研修が計画されていた。

3) 諸手続き

SG 委員会による職員研修を経て、各部署でそれぞれの業務に子どものセーフガーディングの視点が導入されている様子が観察された。デザインの専門家も抱える Educo の本部では、様々なツールを自前で開発している。子どものセーフガーディングでは、特に子どもの参加と周知が必須である一方で、Educo においてもセーフガーディングにかかる子ども向けのツールは、まだ開発途上とのことであった。

4) 常に見直し説明できる体制

SG 担当者は、着任後 1 年に満たない状況であったが、いくつかの国事務所の現場視察も終え、組織内のセーフガーディングの状況を一通り把握し、見直しと改訂に着手する用意が進められていた。SG 担当者の役割分担と SG 委員会メンバーの責任を各人が明確に語ることができていた。責任の所在が明確であり、個々が迷うことなく業務に従事できる環境が子どものセーフガーディングの推進においても重要であると改めて感じられた。

3. 考察・提言

3-1 結論

セーフガーディング体制の整備に取り組む団体は、4 つの基準に沿って組織診断を行い、自らの団体と活動が「Where/どこで」「When/どのような時に」、「How/どのようにして」子どもに負の影響をもたらさうかを見直しリスクアセスメントから着手することとなる。導入当初は、相応の業務量を投下する心構えが必要との説明があった。また、セーフガーディングを組織の DNA の一部とするために要する期間の目安として 3 年～4 年と説明された。かかる期間、優先度を意識しながら取り組むには、ひとえに組織の運営責任層の強いリーダーシップが必要である。

また、すべての開発活動と違わず、本件においても、子どもの参画を得ることなしには体制は有効に機能しえない。4 つの基準に照らし合わせて、子どもにわかりやすい文章や標記方法を用いて自らの権利を理解し、セーフガーディング上のリスクに直面した際に必要な助けを得るために声を上げることができるよう情報共有を徹底する必要がある。

セーフガーディングの基準は、議論当初の 11 分野から現行 4 分野に整理され、各段と取り組みやすくなったと感じられた。その他、KCS のホームページには、オンラインで最初の簡単な組織診断を行い、その結果がメールで送信されるシステム

(<https://www.keepingchildrensafe.org.uk/self-audit-process>) など、セーフガーディングの体制整備に取り組み始めやすい工夫がみられる。まずは、組織診断に取り組み、セーフガーディング基準に照らし合わせた組織の現状認識から第一歩を踏み出すことが大切である。

3-2 本研修成果の自団体、NGO セクターの組織強化や活動の発展への活用方針・方法

チャイルド・ファンド・ジャパンでは、子どものセーフガーディングの取り組み整備・強化を現行中期計画に位置付け、その初年度に今回の研修機会を得ることができた。この機運を逃すことなく、まずは、所内の取り組み体制が構築され、拠り所となる規程文書が整備され、中期計画内での実行計画を策定するところまで地ならしが進められるよう働きかけをしたい。拠り所となる規程が全関

係者の胸に落ちる形で策定され、規程に沿った諸手続きの整備を現実的な実行計画に合意することにより、少なくとも今後3年間の道が見えてくる。この過程で、団体内にすでに備わっていたセーフガーディングの取り組みを改めて認識し、職員の自信につながる機会となることも期待される。

また、今回得られた他団体とのネットワークを活用し、本件分野を強化していくために、団体内での知見の蓄積を進めたい。KCSでは、現在、スポンサーシップ・プログラムのセーフガーディングのガイドラインを策定中との情報が得られた。ガイドラインが完成した際には、ぜひ、スポンサーシップ・プログラムに関わる職員が研修を得る機会を持てるよう働きかけたい。

NGO セクターにおいては、すでに JANIC がセーフガーディング推進のタスクを立ち上げている。今回の研修で習得した事柄について、当該タスクをはじめ、NGO のネットワークの活動の中で共有する機会をもつよう努めたい。

3-3 テーマに関する日本の国際協力分野への提言

今回の KCS の研修では、今年2月以降明らかになった本件分野の事件を受けて、これまでにない数の団体からの参加があったとの説明があったなか、日本からの参加者は一人であった。日本の国際協力が子どもを含む弱者のセーフガーディングを重視する姿勢が明確に示され、NGO を含む国際協力関係団体における本件分野の能力強化への支援策が強化されることが期待される。

4. 団体としての今後の取組方針

チャイルド・ファンド・ジャパンでは、研修受講後すでに以下の動きがあり、3カ年計画のなかでセーフガーディング体制確立に必要な整備を行っていく。

- 1) 研修受講職員からの研修報告を運営委員会で検討し、現中期計画内での取組計画の概観を承認した。
- 2) 研修終了後1カ月以内に子どものセーフガーディングの取組体制として SG 担当者の任命と委員会の設置を終えた。
- 3) 今後3年間でポリシー、ガイドライン、ツール類を整備していくプロセスとしてまず、セーフガーディング方針を策定する手続きを進めている。
 - ①6月に職員への導入研修と各業務のリスクアセスメントを実施した。
 - ②7月～8月にかけて、SG 担当者と委員会が「セーフガーディング方針」の原案を作成した。所内での協議を経て、9月の理事会、10月の総会において「セーフガーディング方針」を組織決定することを目指す。なお、現行のチャイルド・プロテクション・ポリシーならびに行動規範はこの方針の一部として取り入れられる。
 - ③その後は、方針に沿ったガイドライン作成を行い、各部署においてガイドラインに沿った諸手続きの見直しと必要となるツール類を導入していく。

この取組体制が形骸化せず、子どものセーフガーディング体制の体制が維持・強化されるためには、本件取組の優先順位を常に高く保つことができるよう事務局内の環境を醸成していくことが不可欠と考える。理事会、総会、さらには年次報告書を通じて外部への報告にもセーフガーディングの項目を含める

ことにより、団体内のセーフガーディングの意識が研ぎ澄まされ、各活動に反映され、それがさらに意識を高める相乗効果を生むと考える。

今回の研修で、私たちは子どもの安全を守り続けるセーフガーディングの旅路に必要な羅針盤を得た。この羅針盤を手し、チャイルド・ファンド・ジャパンの活動に関わるすべての関係者が、子どもたちが安心して参加できる質の高い開発事業を実施していくことができるよう組織運営に取り組みたい。

5. その他

5-1 本プログラムや事務局側に対する提案・要望等

年度はじめの研修希望時期に合わせて事務局が速やかに柔軟に対応くださり感謝している。

5-2 写真類

別添のとおり

以上

別添： 写真

研修会場とリスク分析のグループワーク



Keeping Children Safe の事務所がある建物が外観と表札



Faculty of Homeopathy
Fundraising Regulator
FIEC Limited
Gamcare
Genetic Alliance UK
HACT
Headliners UK
Wood Green, The Animals Ch
Association For The Conservat
International Alliance of Patients
IRAS
Keeping Children Safe
Leadership Centre
Mental Health First Aid Englan
Mentor
Medical Research Foundation

Keeping Children Safe 研修部長 アレックス・ドレスラー氏と研修員



Educo

